

紫波町新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）の概要

1 概要

紫波町新型インフルエンザ等対策行動計画(以下、町行動計画)は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、国が策定する新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下、政府行動計画)及び県が策定する岩手県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下、県行動計画)を踏まえて策定するものです。

現町行動計画は2014年(平成26年)12月に策定し、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び町民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すものです。

2022年(令和4年)の感染症法改正により、平時から有事に備えた検査体制や医療提供体制等の構築の準備が推進されたことや、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への対応の経験を踏まえ、2024年(令和6年)7月に政府行動計画が抜本的に改定されました。

今般、2025年(令和7年)3月に県行動計画が改定されたことを受け、町行動計画を改定し、今後、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる体制づくりを目指すものです。

2 主な改定のポイント

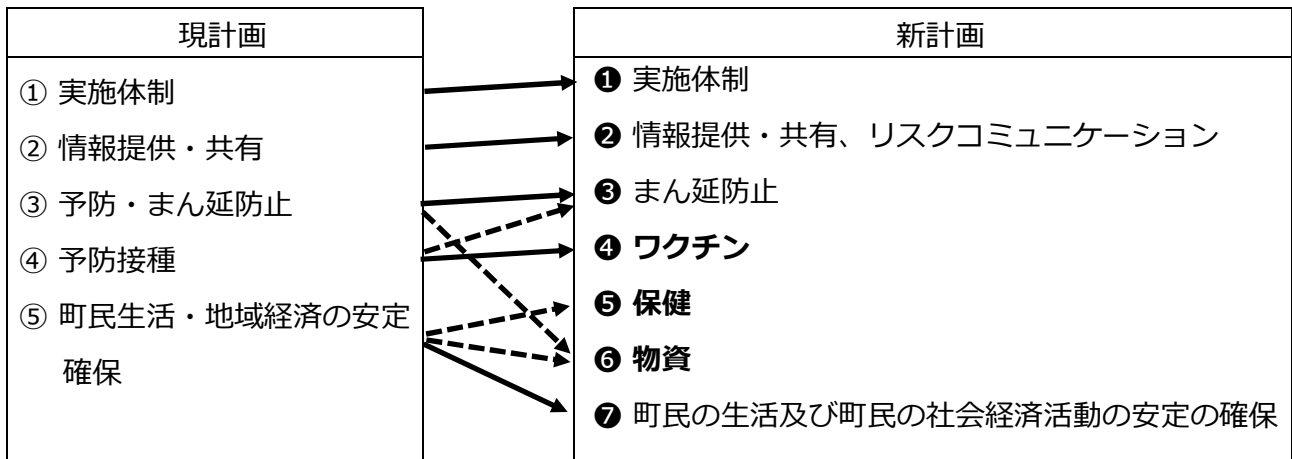
【1】時期区分の整理

- ・ 6期を3期(準備期、初動期、対応期)に再編
- ・ 特に準備期の取組が充実

現計画	新計画	
① 未発生期	① 準備期 新型インフルエンザ等の発生に備え、予防や事前の準備を行う	
② 海外発生期		
③ 地域未発生期		② 初動期 国内外で発生を探知し、有事の体制に移行
④ 地域発生早期		
⑤ 地域感染期		③ 対応期 府県対策本部の設置後、国の基本的対処方針に基づき、対策を実施
⑥ 小康期		

【2】対策項目の見直しと追加

- ・ 対策項目を整理の上、現計画5項目から新計画7項目に拡充(国、県は13項目)
- ・ 「平時(準備期)における対応」「ワクチン(新規項目)」についての内容を充実



3 紫波町新型インフルエンザ等行動計画の主な改定点

【従前からの項目】

対策項目	現計画	新計画（現計画に追加した事項）
①実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・町行動計画を策定し、必要に応じ見直しを行う。 ・町対策本部を設置する 	<ul style="list-style-type: none"> ・有事に備え、関係機関と情報交換を始めとした連携体制を構築する。 ・有事に備え、平時からの職員の養成、訓練を実施する。
②情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・町広報、ホームページ等を利用し、迅速かつ正確に町民への情報提供を行う。 ・相談窓口の準備及び設置を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町民等と可能な限り、双方向のコミュニケーションに基づき、リスクコミュニケーションを適切に行えるよう必要な情報を把握し、共有する方法等を整理する。 ・偏見・差別等や偽・誤情報に対応し、科学的知見に基づき情報の提供を行う。
③まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・平時からのマスクや手洗い等や感染防止の知識を普及し、理解促進を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態措置中の不要不急の外出自粛要請や施設の利用制限要請に対する理解促進を図る。
⑦町民の生活及び町民の社会経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・買占めや売惜しみが生じないよう要請する。 ・火葬能力を把握し、火葬体制の整備を行う。 ・水の安定供給を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・有事における事業者へのテレワークや時差出勤等、感染対策の要請を行う。 ・まん延防止措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策を講じる。 ・長期休校の際、教育の継続に関する支援を行う。 ・有事の支援金等の交付等が迅速に行えるよう、平時からDXを推進し、適切な仕組の整備を行う。

【新たに追加された項目】

対策項目	現計画	新計画(現計画からの主な追加記載項目)
④ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> 「予防接種」の項目で一定の記載 ・特定接種及び住民接種を実施する。 ・集団接種を実施し、町民への情報提供を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平時から、有事における接種体制の構築に必要な人員、会場、資材等を整備する。 ・接種に携わる医療従事者の確保等、体制の構築を行う。 ・国が整備したシステムを活用した接種記録を適切に管理する。
⑤保健	<ul style="list-style-type: none"> 「町民生活及び町民経済の安定の確保」の項目で一定の記載 ・在宅で療養する患者への支援を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県が実施する健康観察への協力をを行う。 ・県が実施する研修等に参加し、人材の育成を図る。
⑥物資	<ul style="list-style-type: none"> 「町民生活及び町民経済の安定の確保」の項目で一定の記載 ・物資及び資材の備蓄を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・物資の備蓄状況を定期的に確認する。(なお、備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による備蓄と兼ねることができる。)